

平成26年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月11日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	森一美
産業建設参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
企画財政課長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局係長	入口三恵子

平成26年松茂町議会第2回定例会会議録

平成26年6月11日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

佐藤 富 男 議員

ふるさと納税について

立井 武 雄 議員

地域の貴重な歴史資料の防災対策について

春藤 康 雄 議員

津波避難タワーの設置について

日程第2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6号 松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例

専決第 7号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）

専決第 8号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算  
（第3号）

専決第 9号 平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第  
3号）

専決第10号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）

日程第3 議案第33号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第34号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）

平成26年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月11日）

---

午前10時00分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成26年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。先日、また、鳴門ワカメの偽装が発覚いたしました。いろいろ対策は立てよんでしょうけども、なかなか、後を絶ちません。昨日の朝刊を見てみますと、愛媛県と香川県が共同で運営する東京のアンテナショップ、それから、愛媛県の観光物産協会がそのワカメを自主回収して返金をするという記事が掲載されておりました。アンテナショップとか県の観光協会は、営利目的でなしに地域の特産品を普及するために設立された組織でなかろうかと思えます。影響ははかり知れません。非常に残念なことであると思えます。

さて、本日は一般質問の日でございます。今回から、質問方式を、聴講している方にもわかりやすくするために、1つの質問ごとに答弁をする一問一答方式を採用することいたしました。そして、議論を深めるために、質問回数も1つの質問につき5回までふやし、質問者席も理事者側と対面するよう変更いたしました。今回、初めてのことでございますので戸惑うこともあるかと思えますけども、議論が深まることを期待して冒頭のあいさつといたします。

---

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

---

○議長【藤枝善則君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました5番、佐藤富男議員をお願いいたします。5番、佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。今回、議長も、今、発言の中で申されておりましたが、対面方式で一問一答という形を初めて、私も、一般質問を出したときに3人目ですって言うんで9番引いて安心していったら1番になったんです。少し初めてなもんで戸惑うこともあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

私の質問ですけれども、ふるさと納税についてということで、ふるさと納税制度が始まってから5年が経過したわけです。昨年の8月21日付けの徳島新聞に掲載された記事によりますと、三好市が5,900万円で県下トップです。板野町が10万円で最下位。松茂町が871万円で12位でした。871万円のうちには300万円というのが2口と200万円が1口、大口が3口であとは小口だということです。その次に、また平成26年5月12日付けの徳島新聞の「わが町の財政」で財政力指数0.90で県内トップの報道がありますが、歳入をふやして安定した町政運営をすべきではないかということです。そこで、ふるさと納税をしっかりPRして三好市に迫ってはいかがかと思いますが、町当局の考え方を伺いたいと思います。

今朝、ちょうど四国放送の「スッキリ!!」やいう番組でふるさと納税について放送しておりました。ふるさと納税をするとその自治体の特産品をくれると。例えば、今日言っていましたけれども、茨城県の石岡市で1万円のふるさと納税で言うて、納税言うても寄附金になるんですけども、すると7千円のブランドの豚肉をくれると。1万円のうち8千円は確定申告で申告ができますということで、2千円で7千円のブランド肉をもらえるということになるらしいです。神奈川県の上浦市は2千円で5千円のマグロらしいです。松茂町もサツマイモとか色々あるんですけども、どれがいいかというのは言えはくれるらしいんですけども。そこら辺で、しっかりとPRしていただいて、ふるさと納税を三好市に追いつき追い越せぐらいの勢いで行ったらどうかと思います。答弁よろしくお願ひします。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 それでは、佐藤富男議員ご質問のふるさと納税についてお答えを申し上げます。

ふるさと納税は、2008年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充される形で導入をされました。以来、本町におきましても、当制度をご利用いただき、平成25年度末までに全国各地から、件数で49件、金額にいたしまして894万1千円のご寄附が寄せられているところでござ

います。このうち100万円以上の大口寄附が4件ございますが、これは、平成22年度、23年度に本町に縁のある方や町内の方から寄せられた特別な寄附でございまして、その後は、本町とは縁のない方から寄せられました1件1万円の寄附が大多数となっているのが実情でございます。

このことは、ふるさと納税を題材に採り上げたテレビ番組が放映され、ふるさと納税制度を上手に活用することにより、低負担で各地の特産品が獲得できるという当制度の特典についての認知度が全国的に高まったことが影響しているというふうに考えられます。議員ご質問の中にもありますように、松茂町のふるさと納税につきましても、その寄附金額に応じて特産品の贈呈をいたしております。その内容といたしましては、1万円以上の寄附をいただいた方に対しまして3千円程度、10万円以上の寄附に対しまして5千円程度、100万円以上の寄附に対しましては1万円程度の特産品を進呈し、1万円未満の寄附に対しましてはお礼状と町広報誌を進呈しているところでございます。

次に、ふるさと納税のPRについてでございますが、ふるさと納税をしていただける方々の思いといたしましては、文字どおり、ふるさとへの熱い思いのほか、地域貢献や魅力的な特産品といったところがその動機になっているものと考えられます。しかしながら、現在では、いかに魅力的な特産品を提供するかがその主たる要因となり、全国各地から寄附者を呼び寄せるよりどころになっているようでございます。インターネット上におきましても、これに関する各種特集記事がさまざまな形で掲載され、慢性的な赤字財政に悩む地方自治体への地域支援として、ふるさとを離れた人たちが生まれ育ったふるさとを支援する制度という本来の意味合いとは若干異なった形での運用がなされているようにも思われます。

本町の実績を見てみますと、ふるさと納税者の居住先は全国的な散らばりが見られ、また、当該ふるさと納税者の中には、3年、4年と連続してご寄附をいただいている方も複数名存在をいたします。このような現在のふるさと納税の特質から考え合わせますと、最も効果的なPR方法といたしましては、魅力的な特産品の選定とその情報の全国的な発信が重要であると考えられます。現在も松茂町のホームページには、ふるさと松茂に応援寄附金をというタイトルで掲載をいたしまして寄附の呼びかけをしているところでございますけれども、今後は、松茂町の魅力をよりわかりやすい形で表現するために、記載内容のさらなる充実を努めるとともに、季節に応じた魅力的な特産品を選定できるようにするなど、ふるさと納税のPRにあわせて本町特産品のPRにもつなげ、ひいては、リピーター

の増加を促進するよう工夫してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 答弁ありがとうございます。ほかの自治体のホームページを見ると、いろいろ特産品云々、今、参事が答弁の中でありましたけども、松茂町のホームページのふるさと納税のそこには何もないです。やはりこういうようなところも改善して追加して載せていただけたらと思います。

それから、インターネットで調べてみると、三好市のふるさと納税を調べたときに、なぜか、その後ろにコマーシャルが載っていたんです。株式会社トラストバンクって、これ、調べてみると、これだけでなしにあっちこっち大分できているらしいですけども、そういう会社がありまして全国でセミナーを開催しよると。どうすればふるさと納税に多くの金額を集められるのかというノウハウを教えているらしいんですけども。セミナーの費用は、交通費、宿泊費込みで30万円プラス消費税ということで32万4千円。その世話をしてくれる手数料でございますけども、例えば、800万円としましたら15%ですから120万円、それから、1千万円は15%で150万円、1,200万円とか1,500万円とか1千万円を超えても15%の150万円の成果報酬型というんですか、それで金額をいただきますということなんですけども。例えば、松茂だけで努力して集めた以上に、そういうところに一緒に登録すると、松茂単独で集めたのも15%持って行かれるんじゃないという懸念もあるんですけども。松茂町も、セミナー、32万4千円払って、あと、集まったお金の15%を払うという、こういう制度に、ほかにも、トラストバンクという会社以外にもあるとは思いますが、そういうふうな制度に参加する意思があるかどうか、これ、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 ご答弁をさせていただきます。特定のプロジェクトや目標達成のため多くの人々から少額の寄附を通して出資を募るクラウドファンディングの考え方を応用して、自治体や特産品の効果的なPRやふるさと納税者側の寄附を行う際の事務を簡素化にすることによりふるさと納税を増加させるといったことをうたい文句に、ふるさと納税額の増額を請け負う業者が存在していることは承知をいたしております。

しかしながら、先ほど議員ご質問の中でご指摘がございましたように、これには、当然に成功報酬の支払いが必要となり、このこと自体、ふるさと納税が持つ本来の意味合いと

は乖離をし、ふるさと納税者の思いにも反した使途にふるさと納税が充当されるということになってしまうことから考えまして、本町といたしましては活用する考えはございません。松茂町といたしましては、議員ご指摘のありましたように、特産品をホームページに記載するなど、ホームページの活用をしっかりといたしましてふるさと納税のPRに努めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 答弁ありがとうございました。町政運営にはやはり税収というのが一番大事だと思います。今、参事が答弁の中にもありましたけども、やはりホームページというのは、他町村のホームページも参考にしながら、十分改善して行って納税をしてくれる人が多くなるように努力していただきたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、通告のありました1番、立井議員にお願いいたします。1番、立井議員。

○1番【立井武雄君】 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可がおりましたので、私の一般質問をいたします。

質問の内容は、地域の貴重な歴史資料の防災対策についてであります。東日本大震災では、人命救助後にふるさとの貴重な文化財を救助する取り組みが多く行われています。松茂町で津波などにより被災するであろう貴重な歴史資料の救助についてどのような対策を考えているのかを問います。私が思うに、遠隔地の団体と相互応援協定などネットワーク構築を進めてはどうか。我が松茂町においては、南海トラフ地震・津波防災において人災面についてはほぼ完璧に対策を検討・実施されています。しかし、東日本大震災では、人命救助の後にふるさとの貴重な文化財を救助する取り組みが多く行われています。そこで、我が松茂町で津波などにより被災するであろう貴重な歴史資料の救助についてお聞きしたいと思います。

ふるさとの思い出とか歴史の記録はかけがえのない歴史的文化財であり、一度失われたら元に戻すことができません。先祖代々地域に伝えられた貴重な文化遺産として後世に残さなければいけません。現在、松茂町内の歴史資料の保管状況はどうなっていますか。被災した町民において文化財の救出、修復作業にかかれる人間は皆無かと思えます。今、他町、他県との相互協力などが必要と思えますが、町としてどのような対策が行われていますか。平穏な今、取り決めなければ、より良いネットワークを構築することは難しいと思



います。国文学研究資料館、青木睦先生いわく、これまでの災害から学んだことは、災害に見舞われたときには支援を得る心の準備と助け合いネットワークの必要性である。という教訓を述べております。他町、他県との協力はどこまで進んでいますか。お答えによりましては、再問、再々問といたします。

○議長【藤枝善則君】 小倉教育次長。

○教育次長【小倉宝積君】 それでは、立井議員ご質問の、地域の貴重な歴史資料の防災対策についてにご答弁いたしたいと思えます。

松茂町内には、国指定文化財が2件、国の登録文化財が2件、県指定文化財が17件、町指定文化財が12件、合計33件の指定文化財があるほか、未指定の文化財が、江戸時代から明治時代の古文書、古記録等を中心に約6万5千点あると推計しております。6万5千という数の内訳につきましては、文部科学省が実施した社会教育調査により、町歴史民俗資料館の収蔵点数が2万9,910点、また、公益社団法人三木文庫の収蔵点数が3万5,429点ということから、合計で6万5千点と推計したものでございます。

南海トラフ地震・津波が想定される徳島県内では、松茂町の文化財だけでなく、県下各地で官民間問わず文化財の防災について検討・準備が進められております。県内の歴史研究者や学芸員、または文化行政担当者レベルでの互助・協力体制は着々と構築されております。もちろん松茂町歴史民俗資料館と学芸員もこれらの組織に参加しているところでございます。

しかしながら、実際に大規模な災害が発生しますと、市町村の学芸員は被災地の公務員として人命を最優先した対応が求められ、文化財の救助には手が回らないと考えられます。そこで、現在、徳島県教育委員会において他県からの応援を得る計画を進めているところでございます。松茂町教育委員会といたしましては、これらさまざまなネットワークを常日ごろから大切にし、歴史的な文化財の防災対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長【藤枝善則君】 立井議員。

○1番【立井武雄君】 再問いたします。

非常に丁寧なご返答ありがとうございます。参考資料といたしまして、2011年5月における被災文化財レスキュー事業、東京文化財研究所より抜粋しました大まかな基準ですが、水損被災の規模ごとの救助方法を件数で見ますと、100件未満が単独での対応、千件未満は単一機関への協力要請、10万件未満は周辺地域への協力要請、10万件以上になりますと全国的規模の協力、支援体制準備が大まかな対応基準と思えます。そこで、

先ほどの答弁で町内に約6万5千点の貴重な資料があるということですが、地域周辺への協力体制はどうなっていますか。

○議長【藤枝善則君】 小倉教育次長。

○教育次長【小倉宝積君】 ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

平成24年9月16日に鳴門教育大学と県立博物館、同文書館、徳島城博物館を発起人とし、歴史資料保全ネットワーク徳島が結成され、研究者、学芸員、文化行政担当者による災害時の連絡組織を立ち上げております。このネットワークは、神戸大学に本部を置く全国組織にも加盟し、災害時に他県から来県する文化財ボランティアの窓口となることが期待されております。また、平成26年3月15日に同ネットワークと徳島県博物館協議会、徳島県文化財保存整備市町村協議会の3者により、文化財の防災に関する共同宣言が締結されました。この宣言には、鳴門市を事務局とする県内8市15町1村の相互協力も含まれております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 立井議員。

○1番【立井武雄君】 再々問といたします。

懇切丁寧なご返答、ありがとうございます。歴史資料保全ネットワーク徳島、文化財の防災に関する共同宣言の締結など、県内の相互協力体制が着々と構築されているのはよくわかりました。それでは、県外との協力体制はどうなっていますか。

○議長【藤枝善則君】 小倉教育次長。

○教育次長【小倉宝積君】 徳島県では、教育委員会において、他県との応援を得る計画を進めております。いざ災害時は、鳥取県、または兵庫県から応援を得るように相互支援の枠組みが構築されておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○議長【藤枝善則君】 立井議員。

○1番【立井武雄君】 細部までわたりご返答いただき、ありがとうございます。被害に遭った文化財は時間とともに救出が困難になります。初期作業は多数の人の手に頼らざるを得ない現状なので、相互に協力し、大切な資料を後世にまで保存できるようにするのは今の我々の使命と考えています。

最後になりますが、町長のお考えをお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、私の方から、立井議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

立井議員のご指摘のとおり、文化財行政を管理する松茂町教育委員会としても同意見であります。町内にある6万5千点の文化財、これを津波の被災から防ぐ。特に、三木文庫と3万5千点余り、町の歴史民俗資料館に3万点近くと、合計6万5千点ということで、特に、町の民俗資料館については、建物から見直しをして被災を防ぐという方法が一番だろうとこのように思っておりますが、今は人命救助対策につついっぱい、精いっぱいしておるところであります。先ほど、次長の方から申しましたように、文化財につきましては、本町としても、官民あげて文化財の防災対応を熱心に取り組んでおるところでございます。情報収集を怠ることなく、県内外と広く協力体制を構築して、ふるさとの大切な資料を後世に伝えていかなければならないと考えており、対応を一生懸命やっているところでございますので、まずは、人命救助をしっかりやって、その後にそういうことの方に力をはめたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 立井議員。

○1番【立井武雄君】 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、通告のありました10番、春藤議員にお願いいたします。10番、春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 議長の指名により許可を得ましたので、私が通告してあります一般質問に入らせていただきます。

議会は、有権者の選挙で選ばれた議員で構成をされております。民意に基礎を置く代表機関として民主的な正当性を有しております。議員は、住民の意思を自治体の政策に反映させ、条例の制定などについて意思決定ができております。私は、町民のご意見を町政に取り組みよう議員活動を行ってまいっております。

私の一般質問は、津波避難タワーの設置についてでございます。昨年の12月、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大をされております。法律の題名が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法へと改めるなどの改正が行われております。また、国の内閣府においては、平成24年8月及び平成25年3月、東日本大震災の教訓を踏まえまして、最新の科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震の被害想定等を行い、我が国の経済社会に深刻な影響を与え得る甚大かつ広域的にわたる人的、物的、また経済的被害が発生する可能性があることを明らかに表明をされております。

その一方で、建築物の耐震化や、また、早期の津波避難の徹底など、地震防災対策を適切に実施することにより、地震による物的被害の約5割、経済的被害の約3割、津波による人的被害の問題になっておる約9割を最大限に削減をすることが可能であることも明らかに政府の方ではされております。

つきましては、本町においては、平成23年3月の東日本大震災を受け、同年6月に議員発議によりまして地震・津波対策特別委員会を設置をし、議会と行政が一丸となって南海トラフ地震に係る防災対策に取り組んでいるところでもあります。

本年の3月議会におきまして、町長の平成26年度の所信表明で1人の津波犠牲者も出さない強い決意を表明をされ、津波防災ハザードマップも、いち早く、町民約6,500世帯等々に配布をされておるところでもあります。この本町の地域防災計画の見直しも今年度実施するとのことではありますが、着実に対策が進んでいると思っております。

そこで、津波避難タワーの設置について質問をさせていただきます。津波防災ハザードマップにおいて町が指定した津波避難ビルについて45箇所指定をされておりますが、どのような考え方で決めたのか。避難する人のことを考えて十分に対応できるのかどうか。避難する距離によっては津波避難タワーの設置も検討してはいかがかと思っております。そこで、お尋ねをしておきます。ご所見をお願いしたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 春藤議員のご質問の津波避難タワー設置についてご答弁をさせていただきます。

津波避難場所の選定の経緯、及び基準につきましては、平成25年7月に3回、自主防災組織の皆さんによりワークショップを開催し、地域の皆さんのご意見をお聞きいたしました。また、平成25年3月に消防庁国民保護防災部防災課から示されました津波避難対策推進マニュアル検討会報告書、これに基づき、安全確保のために津波避難場所は鉄筋または鉄骨鉄筋コンクリート構造で基準水位以上、また、耐震性を有していることなどを条件に決定をいたしましたところでございます。避難距離につきましては、津波到達時間から避難準備時間を差し引きました40分を避難に要する時間とし、歩行速度は毎秒1mといたしまして、掛け合わせますと2,400mになります。で2,400mを避難限界距離といたしました。しかしながら、この条件でも、一部の地域では津波到達までに避難が困難な状況になっております。また、高齢者など自力で避難することが困難な人のこと、また、地震発生後の道路状況などを考慮いたしますと、歩行速度毎秒1mでの算出は現実的

に困難と思われる状況も考えられます。今後、避難困難地域及び高齢者などの避難行動要支援者の状況を考慮し、避難距離の設定を再検討いたしたいと考えております。

松茂町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定に向け、平成26年2月17日に徳島県と徳島市及び鳴門市とともに、内閣府特命担当大臣に要望活動を行いました結果、平成26年3月28日に県内10市町で南海トラフ地震津波避難対策推進地域の指定を受けることができました。あわせて、8市町で特別強化地域の指定も受けることができました。このことによりまして、松茂町が津波避難対策緊急事業計画を作成し、内閣総理大臣の同意を得ることで避難施設等の建設に対しまして高率補助を受けることができるようになりました。今後、避難タワーの建設、あるいは、他の避難施設の設置をも含め、津波避難対策緊急事業計画の策定を行い、補助事業の活用により避難場所の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 再問します。

ご説明、ご回答がありましたが、このご答弁の中で避難困難地域と言われておりましたが、具体的にどちらのところが避難地域なのか、また、その地域はどのような避難施設を設備する予定なのか。その点についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 避難困難地域等についてご答弁を申し上げます。

平成24年10月に公表されました徳島県津波浸水想定をもとにいたしまして、松茂町が指定しました45箇所の避難場所へ40分以内に避難可能であるか避難シミュレーションを行いました結果、中喜来の北部の北野地区におきまして避難困難な地域が存在することが明らかになりました。

次に、津波避難施設等についてでございますけれども、津波避難施設には、全国的には避難タワーや津波救命艇、また、高台などいろいろな例がございます。今後、津波避難対策緊急事業計画を策定する中で、その地域に合った避難施設を計画してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 このご答弁の中で、地区が北野とは1地区だけ名指ししておりますが、その他について大きく広げてこれから取り組んでいかれるご答弁もございましたが、特に、沿岸地帯と言えば、長原地区とか、また、ニュータウンとか第2団地とか丸

須団地等々幾カ所もございますので、その点も含めてのご検討もお願いしたいと思いますので、よろしく願いしておきます。これは、1つの提案でございますので、よろしく願いしておきます。

この答弁の中で、もうひとつは、この基準値、いわゆる500mというふうに言われておりますが、現在の45箇所では、地域によっては500m以上のところが多くあるやにも思っております。災害時には、液状化、また火災等々の、避難する時間が想定以上にもかかりますから、そこら辺についての取り組みはいかがなものですか。お尋ねをしておきます。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 ただ今、ご質問の避難距離等についてご答弁を申し上げます。

平成25年3月に消防庁国民保護防災部防災課から示されました津波避難対策推進マニュアル検討会報告書、これによりますと、避難できる限界の距離は、最長でも500m程度を目安とすると。ただし、括弧書きによりまして、より長い距離を目安とすることも考えられるが、災害時要支援者等の避難できる距離、緊急避難場所までの距離、避難手段などを考慮しながら各地域において設定する必要があるというふうにされております。

現在の松茂町避難計画では、先ほどご答弁で申し上げましたように、歩行速度は毎秒1mを目安として津波到達までに避難可能であるかどうかを検討しておりますけれども、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人などにつきましては、さらに歩行速度が低下すること。また、東日本大震災時の津波避難実態調査結果によります平均避難速度等がございまして、これらを考慮し、今後、避難距離の設定を検討をいたしたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 いろいろご答弁をいただきましてありがとうございました。この防災機能を強化した庁舎建設など優先順位はあると思いますが、道路事情や、今お答えになった避難弱者などの地域の状況に応じて、津波避難タワーの設置について町長のご所見を伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 春藤議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

松茂町では、現在、南海トラフ地震に対しまして、公共施設の耐震化や津波避難施設の

指定など、防災・減災対策に取り組んでまいりました。そうした中で、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に、先ほど参事の方から申しましたように、これの指定を受け、避難施設等の建設に対して2分の1の補助が3分の2の補助率になるということでございます。高率の補助を受けることができるようになってきました。今後も、これらの補助金制度を活用をいたしまして、避難弱者、ただ今申しましたように、身体障害者の方、また、妊婦の方、そういう人のために、議会、また、自主防災組織などしっかりと協議をしながら、安全な場所に速やかに避難ができるように、避難タワー、また津波救命艇などの避難施設をしっかりと確保に努めてまいりたいとこのように考えております。特に、ハード面とソフト面と両方あわせて、ソフト面が、特に、自助、自分の命は自分で助けるということが一番でございますので、特に、小さな子どもが学校へ行く登校、下校時において、松茂町では3km余っての登下校がございますので、特に、そういう小さな子どもがどこで地震が起こってもどこに逃げるといようなことをしっかりとソフト面で訓練をして、先ほど申しただいたように、町民が1人の犠牲者も出さないというしっかりとした信念を持って議会とともに進んでいきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長【藤枝善則君】 春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 ご理解ありがとうございます。

最後に、関連質問になって入りたいと思いますので、これは、副町長にちょっとお尋ねをいたしておきたいと思います。

6月8日の日に、高知大学の岡村先生が地震地質学について講習がございました。ここで、徳島市のホテルクレメントで、「南海トラフ地震と徳島県」というのを題目にして、特に、吉野川中流域から下流域にかけて強く震度7が2分半ないし3分半続くと述べた。その上で、家具などの配置の見直しや標高の確認などの対策を呼びかけております。東日本大震災の被災地において事業所ごとに津波犠牲者の割合が大きく違っていたことをあげて、トップの判断の重要性を喚起、強調しております。

ここにおいて、当町で私が先兵隊として第1弾に、副町長になられた行動を早くもキャッチいたしまして、それに対する対応のし方、松茂町にとってのお考えをお聞きしました。すると、うちも早くからそれは組み込んでおると。今、町長がご答弁の中で、自助・公助・共助、これについての3点を重要視した。非常に大切な、基本的、これ、公助・自助・共助でございます。それを組み込んだのが今の副町長、吉田副町長が答弁なされたん

も、松茂町において、ある広島の自治会で入会をしていない自治会員が非常に多い。数字の率は確かでないが、7対3ぐらいの割合になっております、新戸入居者さん。その点についての指導、保護、自助の協力講習が、2年か3年かわかりませんが、取り組む所存で、大坪・広島自治連合会会長並びに町民会議議長もされておりますし、選挙管理委員長もされております。その人にご相談もあり計画中であると。早くもそういう速報が入ってまいりましたので、その点を少しだけ副町長さん、説明していただけたら、なお好都合でございますが、いかがですか。

○議長【藤枝善則君】 吉田副町長。

○副町長【吉田直人君】 それでは、春藤議員の答弁にさせていただきます。

今、春藤議員さんの方からも言っていただきましたことにつきましては、まだ確定の部分ではございません。しかしながら、学識経験といえますか、某大学の方からの要望がございまして、大学の方につきましては、自分のところの研究というような部分につきましても、関西学院大学というところから徳島大学の方に要望以来があったということで、それで、松茂町をご指名いただいたというような経緯がございます。

そちらの方で、私どもの方の考えといたしましては、今、自主防災組織、99%ぐらいございますが、それは、松茂町全域につきましては、町民全部にいたしますと半分程度の加入ということになっていると思います。それで、今現在も自主防災組織の中で活動していない方という部分も半分おられるということにつきましては、どうしても、これを、今から課題としていかないかというところから、この大学の方の研究等もご助言いただきながら、長期でどういう形をしたらよいかというような部分の研究をいただいて、自主防災組織に入っていない方の救助もどういう形でやったらいいかというような、1つ、ご助言をいただいて、これからの防災のあり方とすることでご助言をいただきたいと思っておりますので、まだ確定の部分ではございませんが、極力努力をしていっていきたくとそのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 春藤議員、もう5回終わりましたが、質問、よろしゅうございますか。

○10番【春藤康雄君】 はい。最後のあいさつでよろしいですか。

○議長【藤枝善則君】 はい、どうぞ。

○10番【春藤康雄君】 被害を最小限にするための減災の問題もお願いしてございまして、最後に、防災意識の次の世代への取り組みとその努力を続けられるよう、お願い



をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上。

○議長【藤枝善則君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時53分小休

---

午前11時05分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

日程第2、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第4、議案第34号「平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」まで、承認1件と議案2件を一括して議題といたします。

以上、承認1件と議案2件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長【藤枝善則君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件と議案2件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件と議案2件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時06分小休

---

午前11時07分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。平成26年松茂町第2回定例会、議案付託表であります。

まず、総務常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 7号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

議案第33号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）

以上が、総務常任委員会に付託する議案等でございます。

次に、産業建設常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 7号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

専決第 8号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

専決第 9号 平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

専決第10号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）

議案第33号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）

以上が、産業建設常任委員会に付託する議案等でございます。

最後に、教育民生常任委員会。

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6号 松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例

専決第 7号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

議案第33号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）

議案第34号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

以上が、教育民生常任委員会に付託する議案等でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、承認第1号と議案第33号及び議案第34号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。議案付託表の裏面の方をご覧ください。各常任委員会の日程表でございます。委員会の開催場所は、松茂町役場、3階、301委員会室でございます。

まず、教育民生常任委員会が、6月13日、金曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、同じく6月13日、金曜日、午後1時から。

総務常任委員会、同じく6月13日、金曜日、午後3時から開会いたします。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月12日から6月19日までの8日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月12日から6月19日までの8日間は、休会と決定いたしました。

次回は、6月20日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時12分散会